

## 【資料紹介】

# 西南学院大学博物館所蔵 「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」3

下園 知弥

## 解題 AdditioとReplica

本資料紹介では、西南学院大学博物館が所蔵しているラテン語聖書の断簡「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」の表面左頁側を解説する<sup>1</sup>。本資料は、1481年にヴェネツィアで印刷されたインキュナブラ(初期印刷本)の断簡であり、1枚のバイフォリウム(二つ折りにされた支持体)として他の部分とは切り離されて市場に流通していたものである。このバイフォリウム——仮にフォリオAの部分とフォリオBの部分から成るものとする——は表と裏に2頁ずつテキストが記載されており、各頁の内容は右図のとおりである(図1)。それぞれの紙面には、中央部に聖書のテキストが記されており、それを取り囲むようにして、中世後期の聖書釈義家リラのニコラウス(Nicholas of Lyra, c. 1270-1349)による「聖句註解」(Postilla)が併記されている。これが本資料の基本的な構成であるが、今回扱う箇所は『マタイによる福音書』第9章の最後の箇所であり、すべての章末箇所と同様に、リラのニコラウスによる聖句註解のみならず、ブルゴスのパウルスによる「追記」(Additio)およびマティアス・デーリングによる「返答」(Replica)も記載されている。本解題では、この二つの補遺的記述について解説する。

### 1. ブルゴスのパウルスとマティアス・デーリング

中世の大学神学部においていち早くユダヤ教の釈義的伝統をキリスト教の聖書釈義に適用させたリラのニコラウスによる聖句註解は、彼の生きていた14世紀のみならず、15世紀以降の聖書解釈にも影響を与え続けてきた。そのことは、「リラのニコラウス

図1 「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」の構成

マタイによる福音書 第9章第33-36節	マタイによる福音書 第12章第1-10節
Postilla (聖句註解)	Postilla (聖句註解)
Additio (追記)	
Replica (返答)	
fol. A verso側	fol. B recto側

表面

マタイによる福音書 第12章第11-25節	マタイによる福音書 第9章第18-32節
Postilla (聖句註解)	Postilla (聖句註解)
fol. B verso側	fol. A recto側

裏面

が豎琴(リラ)を奏でなかったら、ルターは踊らなかったであろう」(Si Lyra non lyrasset, Luther non saltasset)<sup>2</sup>という格言があることから明らかである。とはいえ、リラのニコラウスを批判する者が誰もいなかったわけではない。

リラのニコラウスの名高い批判者の一人は、ブルゴスのパウルス(Paul of Burgos, c. 1350-1435)である。スペイン北部のブルゴスでユダヤ教の家系に生まれたパウルスは、ユダヤ教のラビでありながらキリスト教に改宗し、パリ大学で神学を学んだのちにさまざまな聖職を経て、ブルゴスの大司教を務めた

人物である。その経歴から明らかなおと、パウルスはラビの釈義的伝統に精通しており、また同時にスコラ神学において教科書的な地位を占めていたトマス・アクィナスの神学を高くするトミストでもあった。したがって、ラビの伝統に通じておりスコラ神学の影響も受けているという意味では——むしろその理解度には差異が認められるものの<sup>3</sup>——リラのニコラウスとブルゴスのパウルスは同じ思想的伝統に属する神学者だと言える。しかしながら、ブルゴスのパウルスはリラのニコラウスの聖句註解を概して痛烈に批判しており、「追記」の中で「限度を弁えない向こう見ず」とまで称している<sup>4</sup>。このような痛烈な批判の根底には、同じ伝統と権威に対する両者の見解の相違と、その相違を折衷したり総合したりしないブルゴスのパウルスの頑なさが存している。それゆえ「追記」の読者は、ブルゴスのパウルスのユダヤ教に関する正確な学知や彼の提示する権威的解釈を頼りにしつつも、その頑なさに誘導されリラのニコラウスの真意を見失わないよう注意する必要がある。

リラのニコラウスに対してブルゴスのパウルスよりも穏健な立場を取っているのが、リラのニコラウスと同じフランシスコ会士であったマティアス・デーリング(Matthias Döring, c. 1390-1469)である。オクスフォード大学とエアフルト大学で神学を学んだマティアスは、ブルゴスのパウルスの批判からリラのニコラウスの擁護に努めた聖書釈義家として知られている。「返答」より窺えるマティアスの聖書釈義の立場は、トマス・アクィナスの神学を彷彿とさせる折衷的・総合的釈義である。マティアスはブルゴスのパウルスの「追記」の批判に対して、リラのニコラウスの解釈の異なった側面・異なった解釈法を提示することにより、端的にどちらかを否定するのではなく、両者の解釈の妥当な部分をそれぞれ示唆する仕方を選んでいる。それゆえ「返答」の読者は、ブルゴスのパウルスによって否定的に印象付けられたリラのニコラウスの聖句註解について、改めて中立的な視点で検討し直すことになる。

リラのニコラウスによる聖句註解に「追記」と「返

答」の二つを付記する形式が生まれた時期については、精確には定かではないが、*The Catholic Encyclopedia*によれば、マティアス・デーリングによる「返答」が頻繁に印刷されるようになったのは1481年以来とされている<sup>5</sup>。また、西南学院大学博物館所蔵の当該印刷本断簡は、1481年印刷として伝わっており、この年数を信頼するならば、やはり1481年には既に「追記」と「返答」が付記された聖句註解付きラテン語聖書が普及していたと考えられる。いずれにせよ、15世紀末までには同形式のインキュナブラが印刷されるようになり、その書物に対する関心が少なくとも17世紀初頭まで継続していたのは確かであろう。というのも、17世紀初頭にヴェネツィアで印刷されたラテン語聖書には、『標準註解』(*Glossa Ordinaria*)と並んで、リラのニコラウスによる「聖句註解」、ブルゴスのパウルスによる「追記」、マティアス・デーリングの「返答」のすべてのテキストが印刷されているからである<sup>6</sup>。したがって、中世後期から近代初頭までの聖書理解の諸相——そしてこの時期は宗教改革期と重なる——を把握するためには、『標準註解』やリラのニコラウスによる聖句註解のみならず、ブルゴスのパウルスによる「追記」とマティアス・デーリングによる「返答」の内容も把握しておく必要がある。

## 2. 『マタイによる福音書』第9章第2節の諸解釈

では実際に、リラのニコラウス、ブルゴスのパウルス、マティアス・デーリングの三者は、同じ聖句に対してどのような解釈をしているのだろうか。ここでは『マタイによる福音書』第9章第2節の聖句「すると、人々が中風の人を床に寝かせたまま、イエスのところへ連れてきた。イエスはその人たちの信仰を見て、中風の人に、『子よ、元気を出しなさい。あなたの罪は赦される』と言われた」(傍点筆者)の釈義を例にして、三者の解釈を比較してみたい<sup>7</sup>。

主要な論点は、「その人たちの」(illorum)という言葉である。三人称複数形の指示代名詞で記されているこの言葉が指示している対象は何か、という点をめぐって、三者は次のように解釈している。

まず、リラのニコラウスは、「その人たち」を「中風の者と彼を連れてきた者たち」として理解している。その理由は、「たとえ別の者の信仰のゆえに身体の健全化ないしこの種のことが与えられるにしても、それでもやはり罪の赦しはその人自身の信仰なしには与えられないから」である。それゆえリラのニコラウスは、「『その者たちの』を連れてきた者たちだけに帰して、それゆえ連れてきた者たちの信仰だけのゆえに健全化が生じたのだというのは、正しく語っていないように思われる」と述べている。この主張の前提にあるのは、「連れてきた者たち」に限定して理解している論者がいるという事実であるが、その論者たちの中には、聖ヒエロニムスのような教父たちすらも含まれている点が重要である。

この見解に対して、ブルゴスのパウルスは「その人たち」を「連れてきた者たち」だけに限定している。その理由として、ブルゴスのパウルスの議論より、二つの主要な根拠を見出すことができる。一つは、敬うべき博士たちの権威に即した解釈であるという根拠、いま一つは、神の恩寵に値する功德を持つ者が「連れてこられた者(中風の者)」ではなく「連れてきた者たち」の方だからという根拠である。後者に関して、ブルゴスのパウルスは功德と恩寵に関する自身の解釈を提示しつつ説明している。その解釈を要約すると、功德は「相応しさ」(*condignum*)と「均等さ」(*congruum*)の二つの観点から考えることができ、前者の観点から考えれば神の「最初の恩寵」(*gratia prima*)——最初の恩寵とは、人間の義化に際して神から最初に与えられる恩寵のことを指し、それに対して、義化された人間が善行を行うことで増し加えられていくのが「二次的恩寵」(*gratia secunda*)とされる<sup>8</sup>——に値するものは誰もいないが、後者の観点から考えれば聖人や義人のように「第一の恩寵」に値する功德の持ち主が存在する。そのため、後者の観点に即して、聖人や義人のように功德を有していた「連れてきた者たち」の信仰のゆえにキリストは中風の者を癒された、と考えることができるのである。

上記の根拠に基づいて、ブルゴスのパウルスは「連

れてきた者たち」に限定するリラのニコラウスの釈義を否定するが、その一方で「中風の者」の信仰を否定しているわけではなく、「だからといって、中風の人へ、その人自身の信仰なしに『罪の赦し』が与えられたわけでもない」と明言している。それでも中風の者の信仰が癒し(恩寵)の主要な原因ではないとしているのは、それが神の「最初の恩寵」に値するものではなく、敬うべき博士たちの見解にも反しているからだ、とブルゴスのパウルスは主張しているのである。

ところで、ブルゴスのパウルスの論拠(特に功德に関する理論)を詳細に分析するならば、その論理は必ずしもリラのニコラウスの釈義内容と矛盾するものではない。というのも、両者共に「中風の者」と「連れてきた者たち」の信仰の両方がキリストによる癒しのためには必要であったと認めているからである。相違しているのは、癒しの原因を「連れてきた者たち」に限定するか否か、という点だけである。この論点をめぐって別の解釈を提示しているのが、マティアス・デーリングである。

マティアスの主張は、聖人や敬うべき博士たちの権威的解釈は否定すべきではないが、ブルゴスのパウルスの見解はリラのニコラウスについても権威的解釈についても誤解しており、リラのニコラウスの主張と権威的解釈は実は一致している、というものである。マティアスは「中風の者の信仰もキリストは見ておられた」という解釈を提示している。つまり、癒しという恩寵の主要な原因を「連れてきた者たち」の信仰としており、主要ではないが排除されていない原因として「中風の者」の信仰も挙げているのである。この解釈は、マティアスが述べているように、ブルゴスのパウルスの主張と同様のものである。それにもかかわらず、議論の焦点を「中風の者」の信仰に移すことによって、リラのニコラウスの解釈、すなわち両者の信仰のゆえに病が癒されたという解釈へ誘導することに成功している。観点を移すことによってリラのニコラウスの解釈とブルゴスのパウルスの解釈の共通点を強調するマティアスの解釈は、まさに折衷的・総合的解釈であり、結論とし



てはリラのニコラウスの擁護となっているが、ブルゴスのパウルの解釈の妥当性も否定していないのがこの解釈の特徴であろう。

### 3. 「権威」の問題

三者による聖句の解釈が記されている本資料は、宗教改革以前の中世後期においても聖書解釈は多様性に満ちており積義的な論争も盛んに行われていたという事実を証している。とはいえ、その時代に行われていた積義的論争と、今日の聖書学者——とりわけプロテスタントの聖書神学者——が行なっている積義的論争とでは、大きな相違点が存していることには注意が必要である。その相違点とは、「権威」(auctoritas)の扱いである。

中世においては、原則として、権威は絶対的な基準であり、どのような解釈をするにせよ権威に準拠していることが必要不可欠な条件であった。トマス・アクィナスの『神学大全』を例に挙げるまでもなく、中世の神学書は、著者の見解だけではなく、著者の見解と一致する権威的人物・著作のテキストも引用し、その正当性を主張するのが常である。聖書積義も例外ではなく、カテナ(catena)と呼ばれる聖書積義の権威(教父)たちの解釈を列挙したバイブル・コメンタリーが制作されるようになったのも中世のことである<sup>9</sup>。カテナが制作され参照されるようになったのは、それだけ権威の解釈を参照するのが重要だったからである。そのような時代に生きていたリラのニコラウスたちにとって、権威の解釈に追従するのはごく当たり前の積義的態度であった。この一般的傾向を忘れてはならないが、しかしながら、その追従の程度が三者三様であるという点はさらに重要である。

リラのニコラウスとブルゴスのパウロスとマティアス・デーリングの三者の中で、権威に追従する態度が最も顕著なのは、ブルゴスのパウロスであろう。『マタイによる福音書』第9章についてのブルゴスのパウロスの「追記」には、その短いテキストの中に、ヒエロニムス、クリュソストモス、トマス・アクィナスという3人もの権威の名が挙げられている。そ

の主張の焦点の一つが「権威との整合性」であったことからしても、ブルゴスのパウロスがいわゆる権威主義者であったことは間違いない。

それでは、ブルゴスのパウロスの批判の対象であったリラのニコラウスが非権威主義者かといえ、必ずしもそのようには言えない。というのも、リラのニコラウスもまた、自身の積義の中でディオニュシオス(・アレオバギテス)といった権威の名前を挙げ、彼らの解釈と自身の解釈の整合性を主張しているからである。とはいえ、ブルゴスのパウロスが主張するように、リラのニコラウスが時として権威の解釈に反するような解釈をしているのも確かであり、しかもその相違にリラのニコラウスは自覚的であった。なぜならば、先に見たように、リラのニコラウスはヒエロニムスに代表される見解へ具体的に言及して「正しく語っていないように思われる」と明言しているからである。さらに、『マタイによる福音書』第1章註解では「もしここで私がヒエロニムスの言っていることから遠ざかっていると、動揺してはならない」とまで語っている<sup>10</sup>。つまり、リラのニコラウスはあらゆる権威を盲目的に肯定していたわけではなく、自身の理性(解釈)に照らして、肯定すべき権威と肯定すべきでない権威を区別しているのである。その意味では、リラのニコラウスはブルゴスのパウロスよりも遥かに権威に対して自由な態度をとっており、近代的な聖書積義の萌芽すら感じさせるスタンスである。

前二者に対して、マティアスの権威に対する態度は、保守的でありながらも穏健である、と評価できる。ブルゴスのパウロスと同様、権威の解釈と一致していることを主張の前提としつつ、アウグスティヌスのような権威の名と解釈を挙げている点は、権威主義的、すなわち保守的である。その一方で、権威の解釈とリラのニコラウスの解釈の相違が生じている場合も、権威をリラのニコラウスの上位に持ち上げることなく、両者を共に肯定すべき理を備えた解釈として理解しようと試みている。のみならず、リラのニコラウスの批判者であるブルゴスのパウロスの解釈すらも端的に否定せず、一定程度の正当性

を認めている。その結果、マティアスの論調は、保守的でありながら極めて穏健な、言い換えれば、権威を尊重しつつも権威のみに偏重しない柔軟なものとなっている。

このように、リラのニコラウスによる「聖句註解」と、それに付せられた「追記」と「返答」からは、解釈の多様性のみならず、「権威」についてのスタンスの多様性も読み取ることができる。しかも、このような多様性が、別々の書物を通じて伝えられていたわけではなく、一冊の書物として伝えられていたのである。つまり、中世の神学は、その限界内においてはであるが、現代の我々が一般に想像しているよりも遥かに学知の多様性に自覚的であり、その多様性ないし多様性の重要性が、書物を通じて教育されていたということである。

## 註

- 1 本資料紹介は、以下の拙稿の続きであり、当該資料紹介の最後のパートである。資料の概要については、当該拙稿の「解題」で既に触れているため、そちらを参照されたい。拙稿「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』」、『西南学院大学博物館研究紀要』第6号、西南学院大学博物館、2018年、83-103頁；拙稿「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』2」、『西南学院大学博物館研究紀要』第7号、西南学院大学博物館、2019年、57-73頁。
- 2 *Dictionnaire de théologie catholique*, tome 9, partie 1, Paris, 1908, s. v. "Nicolas de Lyre," p. 1420.
- 3 リラのニコラウスのヘブライ語やラビの釈義的伝統に関する知識は、当時の西欧キリスト教世界ではそれを習得していること自体が稀であったとはいえ、不十分なものであり、元々はラビであったブルゴスのパウルスもその不十分さを非難している。Cf. Deena Copeland Klepper, *The Insight of Unbelievers: Nicolas of Lyra and Christian Reading of Jewish Text in the Later Middle Ages*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 2007, p. 8; 148.
- 4 "non ergo modicae audaciae videtur tantis sanctorum auctoritatibus contraire." (Mt. 9, Additio)
- 5 *The Catholic Encyclopedin: An International Work of Reference on the Constitution, Doctrine, Discipline, and History of the Catholic Church*, vol. 5, New York, 1909, s. v. "Döring, MATTHIAS," p. 135.
- 6 *Bibliorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 1-6, Venetia, 1603.
- 7 ブルゴスのパウルスとマティアス・デーリングの解釈の全容は本資料紹介の翻訳部分を参照。
- 8 Joseph Phole and Arthur Preuss ed., *Grace, Actual and Habitual: a Dogmatic Treatise*, 2nd revised edition, StLouis / London, B. Herder, pp. 423-426.
- 9 カテナと呼ばれる形式の聖句註解集成は、聖書写本に慣習的に記載されていた註記や註解 (scholia or glossa) から派生したものだと考えられている。現存する最初期のカテナの写本はエキュメニオスが編集したギリシア語カテナの写本(9世紀ないし10世紀)とされており、また今日知られている中で最も有名なカテナはトマス・アクィナスが編集した『黄金連鎖』(*Catena Aurea*)であろう。catenaの歴史と概要については以下の文献を参照。Thomas Aquinas, *Catena Aurea*, volume I, part 1, The Gospel of St. Matthew, John Henry Newman tr., New York, Cosimo, 2007, Preface, pp. i-xiii.
- 10 "Nec debet aliquis moveri, si ego recedo in hoc a dictis Hieronymi." (Mt. 1:3); Cf. Kevin Madigan, "Lyra on the Gospel of Matthew." In Philip D. W. Krey and Lesley Smith, *Nicholas of Lyra: The Sense of Scripture*, Leiden/Boston/Köln, Brill, 2000, pp. 219-220.

### 【資料データ】

リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書

Latin Bible with Postil of Nicholas of Lyra.

ヴェネツィア(イタリア)／1481年／紙、活版、手彩色

縦31.0×横21.0cm

### 【凡例】

1. 本資料紹介は、解題・校訂テキスト・翻訳・註の四つによって構成されている。
2. 校訂テキストは、略字を完全な単語で表記しているほかは、原則として資料の表記をそのまま用いている。ただし、以下の4点は例外とした。
  - (1) 原文のローマ数字は、校訂テキストではアラビア数字で表記している。
  - (2) 原文に明らかな誤りがある場合には、修正した単語を表記した上で、原文の表記を註に記している。
  - (3) 原文ではeと表記されている二重母音aeの箇所は、表記をaeに修正している。  
e.g. iudei → iudaei
  - (4) 原文では各節が改行されずに記されているが、校訂テキストでは節毎に改行し、段落を分けている。
3. 校訂テキストを作成するに当たり、資料原文のほか、『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』第5巻(*Biblorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 5, Venetia, 1603)におけるリラのニコラウスによる聖句註解の箇所を参照した。
4. 翻訳するに当たり、聖句の箇所は新共同訳聖書をそのまま用いた。ただし、聖句註解の内容と新共同訳聖書の訳語との間に齟齬が認められる場合のみ、訳者の判断で齟齬のない訳語に変更している。聖句註解の箇所はすべて私訳である。



# Euangelium

spūali ad motū localē: voces autē significatiue formant per motū lingue ⁊ labioꝝ ⁊ alioꝝ instrumentoꝝ nāliuꝝ ⁊ ideo qꝫ dcmō p voluntate sua pōt ita localē mouē: pōt per lin guā hōis diuersa vba formare: ⁊ sic arripit aliqui loquū tur ideoma cis ignotū: sic purus laicus latinū: ⁊ hoc ē māi festū signum qꝫ sic lo quēs sit demōiac: qꝫ talis locutio nō pōt pcedē nisi ab aliquo i tellectu: ⁊ ideo cur nō pcedat ab intellectu hominis tale ideoma ignorantis loqur qꝫ pcedat ab intellectu angeli vel demōnis li quā sic mouent: ⁊ sicut demōn pōt mouē linguā ad loquē dum ideoma cognitū: ita potest ipedire linguā ne moueat ad loquēdū ideoma cognitū: ⁊ sic reddit hōies muti: talis autē erat iste oblat xpo pp qd sequit: **¶** Et cecito dmo nio ⁊c. **¶** qꝫ amoto ipedimento hūit officiuꝝ loquēdi sic pꝫ r **¶** Et mirate sunt turbe qꝫ admiratio p̄surit ex inspectōe rei insolite qd fuit in ppositio sequit: **¶** Tunc apparuit sic in israhel: hōni in veteri testamento aliq legant arripit a demōnibus: nō tū legū aliquis curat: qui cur obfessione demōnis fact' fuisse mutus. **¶** Pharisai dicebat in pn demōn ⁊c. Odiuꝝ enī ⁊ inuidia faciūt inipetari facta in de teriorē pꝫ ⁊ pueri iudicia: pharisai autē odiebāt xpm: qꝫ arripit arguāt a xpo facta vntē diuina dicebat esse scā ar te magia: ⁊ eodē mō cecitōne demōnū facta per xpm di cebant fieri vntē cuiusdā supioris demōnis: cui inferiorē obediēbāt ad nutū de corpoꝝ: ⁊c. **¶** circundo: sic enī in angel si ordinē: ⁊ ali sūt aliq supiores: sic in demōnū cū in cis re manserint nālia intega fm diuinitatē: Dicebat enī pharisai qꝫ christus habebat aliq demōnē supiorē: quē vocabāt becebub sibi familiārē ⁊ priuātū: ⁊ sic demones inferiorē d coꝝ: obfessis dicebat p illū: sꝫ illud inferi rēnabiliꝝ repobaf a xpo: vt videbāt xꝫ. ca. v **¶** Et circubat. Hic ponunt miracula in gnālī: qꝫ euangeliste nō poterāt oia scā xpi scribē in pꝫulari: vt dō ioh. vlti. Multa quideꝝ ⁊ alia signa fecit ihesus i aspectu discipuloꝝ: qꝫ non sunt scripta i li bro h: que si scribant per singla nō arbutor totuꝝ munduꝝ capere eos qd scribendi sūt libros. ppter hoc enī in ecclia dē i martyriologio ⁊ alioꝝ plimoz sanctorū ⁊c. hac s. de cā: qꝫ carolus magnus scē inqꝫ diligēti obit' ⁊ act' martyꝝ: ⁊ ali oia scōꝝ ⁊ iuentū ē qꝫ dieb' singul' occurrēbāt plusꝫ trecenta festa. pp h' statutu est vt i sine martyriologū adderet p dca clausula vt in gnālī saltē memoria scōꝝ fieret in ecclia in die trāsū eoz: ita sūt euangeliste qꝫ nō poterāt oia miracula xpi i pꝫulari: scribē iō frequē mltā cludūt i qdā gnālitate sic dō h: v **¶** Et circubat ioh' oēs ciui ⁊ castel. do. i sy. coꝝ. i. i locis oib' eoz i qd' sapiētes pueniūt p qd' oñdit samira dōcine eius qꝫ nō erat in latebꝝ ⁊ angul' sic ē dōcīna hērico rū. **¶** Et predicā euangeliū regni. i. legē nouā qꝫ imedia te introducūt ad regnū: qd nō faciebat lex vet'. **¶** Et cur rās oēm languorē. i. infirmitatē plixā. **¶** Et oēs infirmitatē. qntūcuꝝqꝫ alia icurabilē: et qꝫ patēt mltā miracula hic i q dō gnālī iclusa ad pfirmatiōē legis euangelice a xpo facta. **¶** In caplo nono vbi dē in postilla: Et iō nō vident bene dicere qui dicūt qꝫ li illorum. **¶** Additio.

**S** Ancti doctores ⁊ magne auctoritatē hoc tenent qd' repobaf postillato. vñ hiero. sup illud vbuꝝ: Videns autē ihesus fidē illoꝝ die nō ē' q' offerebat: sꝫ eoz q' offerebat: qd' etiā vi sentire chyso. sūt iohes eꝫ q' in h' loco sic dicit. Quātū valet apō deꝝ fides pꝫta apud quē sic valet aliena: vt int' ⁊ extra sanaret hōies quā sniaz

glo. ordinaria infirmitatis i hoc loco sequit: nō q' modice audacie vi tanto scōꝝ aucto: itatib' dicit: pꝫti cū si sic intelligant māifestā pꝫtincā vitatē. Ad cui' euidentiā sci endū q' meritū dupl' pōt pꝫsiderari. put cōiter doctores distinguūt. s. de condigno vel de congruo. Cōdignū enī attendunt: sꝫ pꝫtione cōlūitā sꝫ Cōgruū vero at tendit sꝫ cōlūitā sꝫ pꝫtione: sꝫ aut loquamur de cō digno nullus pōt mereri alteri pꝫt mā grām nisi so lus xꝫ: d quo ad

**H**eb. ij. Qui multos filios in glām adduxerat ⁊c. Si aut loqur de merito cōgrui pōt aliq mereri alteri p mā grā. Cōgruū ē enī fm amicitie pꝫtioneꝝ vt ceus ipeat hōis iusti seu scī volūtātē i saluatiōē alteri pꝫtincā nō ponit ipedimentū. vñ in pꝫtione remissio pꝫtōis fuit cōcessa paralytico pp maruꝝ fidei offerentū: nō de condigno sꝫ de cōgruo: ⁊ sic sūt intelligēde auctē scōꝝ pꝫt suis tho. in pma scōe. q. vlti articulo 6. in rōsione ad h' arg' hoc dclarat: nec ex hoc sequeret qꝫ remissio pꝫtōis fuisse paralytico data sine pꝫta fide: nā in iusti ficatōe ipū q' ē: p pma grām fidei. pꝫta requirit. vñ Ro. v. Iustificati igr' ex fide ⁊c. sꝫ talis fides nō pꝫcedit pma grām p modū meritū: alioq' hō pōset sibi mereri pma grā: nō ē h' cōem deiminationē doctoz. Q' aut al legat postillato: p opinioe sua ex h' qd' dicit: Cōfide sili remittit tibi ⁊c. nō valet tū q: hoc dcm a xpo itelligi tur facta dimissione p quaz fuit filius adoptiōis: tū qꝫ hoc fuit dcm ad oñdēdū humilitatē xpi. vñde glo. sup illud vbuꝝ Humilis dñs filius vocat que sacerdotis tāgē

**I**ndesignatur. **¶** Replica. **¶** N ca. ix vbi dicit: Ut vidit fidē illoꝝ: expōit postillatoꝝ. i. paralyticū ⁊ offerentiū addēs nō bñ dcm q' exponit de fide offerentiū nū: ⁊ ponit ad h' dōꝝ sꝫ burg. dicit h' fore magne audacie scōꝝ auctatū: dicit: addens q' dicta illoꝝ doctoz: si sane intelligant manife staz pꝫtincā vitatē: ⁊ volēs hoc declarare inuoluit ⁊c. sꝫ doctoz: dicta in mult' min' pꝫbabilitē dicit: de quib' p singula iudicare nō est pꝫt pꝫtōis: Dicit igr' h' q' audacia non est reprehensibil' negare in dictis scōꝝ q' in facti dei cōrespondenti se hñtibus pꝫcedere nō audem'. verifi care enī qd' formalē icludit dditionē si dō nō cōcedim' nec doctoz i qntūcuꝝqꝫ sancto in hoc grām' moꝝ. Nūc aut sicut pꝫtitiū nō esse pꝫtū apud dcm censet impossibi le: ita iustū nō esse iustū circa dōꝝ ⁊ p codeꝝ: sili rōne videt icopinabile. paralytic' autē de q' fmo curat ē nō solū a morbo corpis: sꝫ et ment': vt vult bñs aug. li. 8. q. ditionū qntione. vñ. igr' fuit iustificatus. doctores aut p burgē. adducti negare vident eius fidē. Si igit in cura tione non habuit fidē neqꝫ iusticiā ⁊ sic fuit iniust' si curatus fuit iustus: curatus fuit iniust': q' est formalis contraditio. possunt igitur doctores alii itelligi q' burgē. sibi voluit itelligi sic q' hī qui dicunt xpm ad fidē offerentiū respectisse: nō oblati subaudiat pꝫtialr: cum b' stat q' ē respectit fidē paralytici minorū sortasse affectē formatū: nec valet respōsio burgē. ad argumētū postil. cū dicit q' per hoc qd' dicit: Cōfide sili fides sic exacta post dimissione pꝫtōis: q' p dimissione pꝫtōis fuit iust' ⁊ sili us adoptiōis vt dicit bur. frustra igr' p' iustificatiōem exigebat fides sū q' nemo iust' q' iust' ex fide vniū ipossi bile ē sū fide placē dō. Et igr' igr' fides an iustificatiōē q' licet ex fide iustificaret pua: fuit igr' fides ⁊ oblati ⁊ off

140/79

### **[Euangelium Matthaei, Capitulum 9]**

[Egressis autem illis ecce obtulerunt ei hominem mutum daem]onium habentem: et eiecto dæmonio locutus est mutus: et miratae sunt turbæ dicentes: Nunquam apparuit sic in Israel: Pharisei autem dicebant: in principe daemoniorum eicit daemones. Et circuibat iesus omnes ciuitates et castella docens in synagogis eorum et prædicans euangelium regni: et curans omnem languorem et omnem infirmitatem.

#### **¶p. hominem mutum daemonium habentem.<sup>1</sup>**

[Dicitur autem daemonium mutum non formaliter sed effectiue tantum. Ad cuius intellectum confiderandum quod natura corporalis obedit] spiritali ad motum localem: voces autem significatiuæ formantur per motum linguae et labiorum et aliorum instrumentorum naturalium: et ideo quia daemon pro voluntate sua potest ista localiter mouere: potest per linguam hominis diuersa verba formare: et sic arrepticii aliquando loquuntur ideoma<sup>2</sup> eis ignotum: sicut<sup>3</sup> purus laicus latinum: et hoc est manifestum signum quod sic loquens sit daemonicus: quia talis locutio non potest procedere nisi ab aliquo intellectu: et ideo cum non procedat ab intellectu hominis tale ideoma ignorantis<sup>4</sup> sequitur quod procedat ab intellectu angeli vel daemone linguam sic mouentis: et sicut daemon potest mouere linguam ad loquendum ideoma incognitum: ita potest impedire linguam ne moueatur ad loquendum ideoma cognitum: et sic reddit hominem mutum: talis autem erat iste oblatu christo propter quod sequitur:

#### **¶q. Et eiecto daemone etc.]**

quia amoto impedimento habuit officium loquendi sicut prius.

#### **¶r. et miratae sunt turbæ.**

quia admiratio consurgit ex inspectione rei insolitæ quod fuit in proposito, sequitur:

---

1 [ ]内は今回の資料紹介の掲載面には記されていない。聖句とReplicaの同記号も同様。当該部分は拙著「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』2」『西南学院大学博物館研究紀要』第7号所収、西南学院大学博物館、57-73頁を参照。

2 ヴェネツィア版(*Bibliorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 5, Venetia, 1603)ではideomaの箇所はすべてidiomaとなっている。



### 【『マタイによる福音書』第9章第32-38節】

二人が出て行くと、悪霊に取りつかれて口の利けない人が、イエスのところに連れられて来た。悪霊が追い出されると、口の利けない人がものを言い始めたので、群衆は驚嘆し、「こんなことは、今までイスラエルで起こったためしがない」と言った。しかし、ファリサイ派の人々は、「あの男は悪霊の頭の力で悪霊を追い出している」と言った。イエスは町や村を残らず回って、会堂で教え、御国の福音を宣べ伝え、ありとあらゆる衰弱や病をいやされた。

#### p節 悪霊に取りつかれて口の利けない人が

「悪霊に取りつかれて口の利けない人」と言われているのは、形相的にではなく、行為の実現に限ったことである。そのことを理解するために確認しておくべきは次のことである。すなわち、身体的な自然本性は、場所的運動に関しては、霊的な自然本性に従属する。ところで、意味伝達の機能を持っている「声」は、舌、唇、その他の自然本性的な道具の運動を通じて形成される。そのため、悪霊は自身の意志に応じてそれらを場所的に動かせるゆえに、人間の舌を通じてさまざまな言葉を話すことができるのである。また、悪霊に取りつかれた者たちは、時として、素朴な平信徒がラテン語を語るように、彼らには理解できない特殊な言葉を語ることがあるが、それも同様の原因に依る。そしてこのことは、かくのごとく語る者が「悪霊の人」とされていることからして明らかである。なぜならば、このような語りは、何らかの知解なしに発することはできないからである。そのため、そのような特殊な言葉を知らない人間の知性からその特殊な言葉が発せられることはないので、そのように〔人間の舌を〕動かすことができる天使か悪霊の知性によって発せられている、ということが帰結する。そして悪霊は、その人の知らない特殊な言葉を語らせるために舌を動かせるのと同様に、舌を妨害してその人の知っている言葉を語らせなくすることもできる。かくして、その人は口が利けなくなっていたのである。さて、このような人がキリストのところに連れてこられたのは、以下に語ることのためであった。

#### q節 悪霊が追い出されると……

(男が口を利きはじめたのは)先に述べたように、妨害を取り除かれた男には語る責務があったからである。

#### r節 群衆は驚嘆し、

その出来事の尋常ならざるを見て驚きが生じたのは、以下のような考えがあったからであった。

3 ヴェネツィア版ではsicutが記されていない。

4 ヴェネツィア版ではignorantesとなっている。

### ¶s. Nunquam apparuit sic in Israel:

licet enim in veteri testamento aliqui legantur arrepti a daemonibus: non tamen legitur aliquis curatus: qui cum obsessione daemonis factus fuisset mutus.

### ¶t. Pharisei dicebant in principe, daemoniorum etc.<sup>5</sup>

Odium enim et inuidia faciunt interpretari facta in deteriore partem et peruerti iudicia: pharisei autem odiebant christum: quia acriter arguebat eorum vitia: vt patet per euangelii decursum: et ideo miracula a christo facta virtute diuina dicebant esse facta arte magica: et eodem modo eiectionem daemonum factam per christum dicebant fieri virtute cuiusdam superioris daemonis: cui inferiores obediebant ad nutum de corporibus exeundo: sicut enim in angelis sunt ordines: et alii sunt aliis superiores: sic in daemonibus cum in eis remanserint naturalia integra secundum dionysium: Dicebant enim pharisei quod christus habebat aliquem daemonem superiorem: quem vocabant beelzebub sibi familiarem et priuatum: et sic daemones inferiores de corporibus obsessis eiiciebat per illum: sed illud inferius rationabiliter reprobatur a christo: vt videbit 12 capitulum.

### ¶v(u). Et circuibat.

Hic ponuntur miracula in generali: quia euangelistae non poterant omnia sancta christi scribere in particulari: vt dicitur iohannes vltimum<sup>6</sup>. Multa quidem et alia signa fecit iesus in conspectu discipulorum quae non sunt scripta in libro hoc: quae si scribantur per singula non arbitror totum mundum capere eos qui scribendi sunt libros, propter hoc enim in ecclesia dicitur in martyriologio et aliorum plurimorum sanctorum etc. hac scripta de causa: quia carolus magnus fecit inquiri diligenter obitus et actus martyrum et aliorum sanctorum et inuentum est quod diebus singulis occurrebant plusquam trecenta festa, propter hoc statutum est vt in fine martyriologii adderetur praedicta clausula vt<sup>7</sup> in generali saltem memoria sanctorum fieret in ecclesia in die transitus eorum: ita similiter euangelistae qui non poterant omnia miracula christi in particulari: scribere ideo frequenter multa concludunt in quadam generalitate sicut doctrina haereticorum.

---

5 同箇所の聖書本文の表記はPharisei autem dicebant: in principe daemoniorum...となっている。

6 本資料ではvlti.と表記されており、ヴェネツィア版ではvlt. d.と表記されている。なお、ヴェネツィア版のd.はdixitの略記と考えられる。

7 ヴェネツィア版ではetとなっている。

### s節 「こんなことは、今までイスラエルで起こったためしがない」

実際、旧約聖書には悪霊に捕えられた者たちについての言及はあるが<sup>8</sup>、やはり、悪霊に取りつかれて口が利けなくなっていたがその状態から癒された者への言及はない。

### t節 しかし、ファリサイ派の人々は、……と言った。

というのは、憎しみと悪意が事実を卑しい方向に解釈させ、判断を歪めさせたからである。ファリサイ派の人々はキリストを憎んでいた。なぜならば、福音書のくだりより明らかなように、キリストが彼らの欠点を激しく非難していたからである。それゆえ、キリストの神的な力によって行われた奇跡は魔術によって為されたのだ、と彼らは言ったのである。また、キリストによる悪霊たちの追放も同様であり、何らかの上位の悪霊の力によって為されたのだと彼らは言った。すなわち、下位の悪霊たちはその上位の悪霊に従属しており、その上位の悪魔の命令に従って身体から出ていったのだ、と。というのは、天使たちには階層があり、或る天使たちよりも上位の天使たちがいるように、悪霊たちにおいても階層が存しているからである。なぜならば、ディオニシオスによれば、悪霊たちの中にも自然本性的な状態が残存していたからである<sup>9</sup>。そこで、ファリサイ派の人々は次のように主張したのであった。キリストは或る上位の悪霊に取りつかれていて、彼らがベルゼブブと呼んでいるところのかの上位の悪霊とキリストは私的に親しくしていた。かくして、キリストはかのベルゼブブを通じて下位の悪霊たちを彼らに取りついていた身体から追放した、と。しかし、『マタイによる福音書』の第12章で見ると、その卑しい解釈はキリストによって理性的に排除されたのであった。

### v(u)節 イエスは……回って、

ここで〔キリストの行った〕奇跡一般が語られる。一般的に語られているのは、ヨハネが〔『ヨハネによる福音書』の〕最後の箇所です「このほかにも、イエスは弟子たちの前で、多くのしるしをなさしたが、それはこの書物に書かれていない」<sup>10</sup>と語っているように、福音書記者たちにはキリストの聖なる行伝のすべてを個別に書き記すことができないからである。たとえそれらの行伝が個々に書き記されている場合も、私はその書物を書き記した彼らが地上のすべてを把握していたとは思わない。実際、このことに関連して、教会では殉教録や他の多くの聖なる事柄を記した類の書物において事の起こりから語られているけれども、それはカール大帝が殉教者やその他の聖人たちの死去と行伝について厳密に調査させて、300以上の祝日がそれぞれの日に定められたからである。そのような布告が出されたのは、殉教録の最後に既述の結末が付け加えられるためであり、少なくとも聖人たちの帰天日に教会で彼らの記念が一般的に行われるためであった。これと同様の仕事をしたのが福音書記者たちであり、彼らはキリストの行った奇跡のすべてを個別に書き記すことができなかったため、彼らはギリシア人たちの教えがそうであるように、たびたび多くの事柄を、何らかの普遍性において書き記すことにしていたのである。

8 厳密に言えば、旧約聖書において悪魔憑きの例は存在しない(新カトリック大事典編集委員会編『新カトリック大事典』第1巻、研究社、1996年、「悪霊」の項を参照)。しかし悪霊的存在にはいくつか言及があり、たとえば『サムエル記上』第16章ではサウルに「主の霊」(spiritus domini)が取りついたという記述がある。リラのニコラウスはこのような記述を指して、悪魔憑きの例と考えていたと思われる。

9 Pseudo Dionysius, *De divinis nominibus*, c. 4. 23; Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, I, q. 109, a. 1-2.

10 ヨハネ20:30



**¶v. Et circuibat iesus omnes civitates et castella docens in synagogis eorum.**

idest in locis communibus eorum in quibus sapientes conueniunt per quod ostenditur sanitas doctrinae eius quae non erat in latebris et angulis sicut est doctrina haereticorum.

**¶x. Et praedicans euangelium regni.**

idest legem nouam quae inmediate introducit ad regnum: quod non faciebat lex vetus:

**¶y. Et curans omnem languorem.**

idest<sup>11</sup> infirmitatem prolixam.

**¶z. Et omnem infirmitatem.**

quantumcumque alias incurabilem: ex quo patent multa miracula hic in quodam generali inclusa ad confirmationem legis euangelicae a christo facta.

---

11 ヴェネツィア版にはidestは記載されていない。

**v節 イエスは町や村を残らず回って、……教え、<sup>12</sup>**

つまり、それらの場所に在る集會場で教え、そこで智者たちの賛同を得て、それによってギリシア人たちの教えのように欠点や盲点があるわけではない主の教えの健全さが示された。

**x節 御国の福音を宣べ伝え、**

つまり、御国へと直接導く——それは旧法では為せないことである——新法を宣べ伝えた<sup>13</sup>。

**y節 ありとあらゆる衰弱をいやされた。**

つまり、病に由来する弱さをいやされた。

**z節 また、ありとあらゆる病をいやされた。**

他の人々にはいやせない病であってもキリストはいやされた。このように記されているのは、福音の法の確証のためにキリストによって為された多くの奇跡が、ここで或る一般性のもとに明らかにされるためであった。

12 v節の当該聖書のテキストは、v(u)節と前半が重複している。また、ヴェネツィア版ではv(u)節とv節は分けられておらず、一つの節として記載されている。

13 「旧法」(lex vetus)と「新法」(lex nova)はそれぞれ「旧約聖書(の教え)」と「新約聖書(の教え)」を意味している。この用語はトマス・アクィナスの『神学大全』(*Summa Theologiae*)でも使用されており(第2-1部第91問題等を参照)、リラのニコラウスの時代には一般的なスコラ神学の用語であったと考えられる。

## 【¶ Additio】

¶ In capitulo nono vbi dicitur in postilla: Et ideo non videntur benedicere qui dicunt quod li illorum.

Sancti doctores et magnae auctoritatis hoc tenent quod reprobatur postillator vnde hieronymus super illud verbum: Videns autem iesus fidem illorum dicit non eius qui offerebatur: sed eorum qui offerebant: quod etiam videtur sentire chrysostomus similiter iohannes episcopus qui in hoc loco sic dicit. Quantum valet apud deum fides propria apud quem sic valuit aliena: vt intus et extra sanaret hominem, quarum sententiarum glossa ordinaria interliniaris in hoc loco sequitur: non ergo modicae audaciae videtur tantis sanctorum auctoritatibus contraire: praesertim cum si sane intelligantur manifestam contineant veritatem. Ad cuius euidenciam sciendum quod meritum dupliciter potest considerari prout communiter doctores distinguuntur scilicet de condigno vel de congruo. Condignum enim attenditur secundum proportionem aequalitatis. Congruum vero attenditur secundum equalitatem proportionis. Si autem loquamur de condigno nullus potest mereri alteri primam gratiam nisi solus christus: de quo ad Hebr. 2 capitulum. Qui multos filios in gloriam adduxerat etc. Si autem loquamur de merito congrui potest aliquis mereri alteri primam gratiam. Congruum est enim secundum amicitiae proportionem vt deus impleat hominis iusti seu sancti voluntatem in saluatione alterius praesertim non ponentis impedimentum vnde in proposito remissio peccatorum fuit concessa paralytico propter meritum fidei offerentium: non de condigno sed de congruo: et sic sunt intelligendae auctoritates sanctorum prout sanctus thomas in prima secundae quaestione vlti articulo 6 in resposione ad primam argumentum hoc declarat: nec ex hoc sequeretur quod remissio peccatorum fuisset paralytico data sine propria fide: nam in iustificatione impii quae habetur per primam gratiam fides propria requiritur vnde Ro. 5. Iustificati igitur ex fide etc. sed talis fides non praecedit primam gratiam per modum meriti: alioquin hoc posset sibi mereri primam gratiam quod est contra communem determinationem doctorum. Quod autem allegat postillator pro opinione sua ex hoc quod dicitur: Confide fili remittuntur tibi etc. non valet: tum quia hoc dictum a christo<sup>14</sup> intelligitur sancta dimissione per quam fuit filius adoptionis: tum quia hoc fuit dictum ad ostendendum humilitatem christi vnde gloriosus super illud verbum humilis dominus filius vocat quem sacerdotes tangere dedignantur.

---

14 ヴェネツィア版ではdictum a christoが記されていない。

15 マタイ9:2の聖句註解を参照。

16 マタイ9:2

17 Hieronymus, *Commentarium in Evangelium Matthaeum*, I, c. 9 (*Patrologia Latina*, 26, 54D).

18 Iohannes Chrysostomos, *Homiliae in Matthaeum*, 29 (*Patrologia Graeca*, 57, 353).

19 *Glossa Ordinaria*, Matthew9:2 (*Patrologia Latina*, 114, 115B).

20 最初の恩寵 (prima gratia) とは人間の功德に依らずして神から与えられる義化の恩寵を指し、二次的恩寵 (secunda gratia) とは人間の功德によって義化が増し加えられる恩寵のことを指す。Cf. Joseph Pohle and Arthur Preuss ed., *Grace, Actual and Habitual: A dogmatic treatise*, 2nd revised edition, St. Louis/London, B. Herder, pp. 423–426.



## 【ブルゴスのパウルスによる追記】

〔『マタイによる福音書』第9章の聖句註解で「そのため、『その人たちの』〔が連れてきた者たちについてのみ言及している〕と語っている者たちは、正しく語っているようには思われたい」と語られている箇所について<sup>15</sup>。

大いなる権威である聖なる博士たちは、註解者(リラのニコラウス)が拒絶した事柄を堅持しており、それゆえヒエロニムスは「イエスはその人たちの信仰を見て」<sup>16</sup>という言葉について、「その人たち」とは「連れてこられた者」ではなく「連れてきた者たち」のことだと語っている<sup>17</sup>。さらに、同箇所についてそのように言っているヨハネス・クリュソストモス司教も同様のことを考えていたと思われる<sup>18</sup>。また、『標準註解』(*Glossa Ordinaria*)の行間註解は「神から離れていた信仰が神に寄りすがりする限り、人間は内と外から正される」<sup>19</sup>と述べている。ゆえに、聖人たちのかのような権威に逆らうことは、限度を弁えない向こう見ずであるように思われる。とりわけ、それらの権威が正当に理解されるならば明らかな真理を含んでいる場合には、そうである。そのことを明らかにするためには、次のことを知っておかねばならない。すなわち、博士たちが共通して区別しているところにしたがって、功德(*meritum*)は二通りの観点から考えることができる。それは、「相応しさ」(*condignum*)と「適わしさ」(*congruum*)の二つである。この二つに区別されるのは、「相応しさ」は等しさという釣り合いに即して考えられ、他方で「適わしさ」は釣り合いという等しさに即して考えられるものだからである。ところで、「相応しさ」について語るならば、キリスト以外の何者も「最初の恩寵」(*prima gratia*)<sup>20</sup>に値するものたりえない。そのことは、『ヘブライ人への手紙』第2章[第10節]で「多くの子らを栄光へと導くために……」と言われておりである。ところが、「適わしさ」の点から功德について語るならば、或る者は「最初の恩寵」に値しうる。実際、友愛の比例に即した適わしさがあるゆえに、神は他者の——とりわけ障害を持つ者の、というわけではない——救済に関わる義人ないし聖人の意志を気に入るのである。そのため、現在の主題について言えば、「連れてきた者たち」の信仰の功德のゆえに、中風の除去という「罪の赦し」(*remissio peccatorum*)が行われたのである。そしてその功德とは、「相応しさ」ではなく「均等さ」から考えられた功德であった。また、聖人たちの権威〔的解釈〕は聖トマスが〔『神学大全』〕第2-1部第114問題第6項第1異論回答で明言しているように理解されるべきである<sup>21</sup>。だが、中風の者へ、その人自身の信仰なしに「罪の赦し」が与えられたと帰結すべきでもない。というのは、「最初の恩寵」を通じて所有されるところの不信仰者の義化においては、その人自身の信仰が必要とされるからである。そのため、『ローマの信徒への手紙』第5章[第1節]では「このように、わたしたちは信仰によって義とされたのだから……」と記されているのである。しかし、このような信仰が功德として「最初の恩寵」に先行しているわけでもない。さもなくば、かの者の信仰が「最初の恩寵」に値しうるようになってしまいが、それは博士たちが共通して定めているところに反しているからである。

しかるに、註解者は「子よ、元気を出しなさい。あなたの罪は赦される」<sup>22</sup>という聖書の言葉より、自身の見解について教唆している。しかしその教唆の内容は妥当ではない。なぜならば、この言葉は、それを通じて子が〔神の〕養子となったところの聖なる派遣によって理解されるキリストの言葉だからであり、また、キリストの謙りを示すために、そしてその境位からかの謙りの言葉を超越する栄光を有している主なる子(イエス・キリスト)が、司祭たちが語ることを拒絶した者たちへと呼ばわったことを示すために語られた言葉でもあからである。

21 *Summa Theologiae*, I-II, c. 114, a. 6, ad 1: Ad primum ergo dicendum quod fides aliorum valet alii ad salutem merito congrui, non merito condigni.

22 マタイ9:2

## [Replica]

In capitulo 9 vbi dicitur. Ut vidit fidem illorum exponit postillator idest paralytici et offerentium addens non benedictum qui exponunt de fide offerentium tantum: et ponit ad hoc rationem sed burgensis dicit hoc fore magnae audaciae sanctorum auctoribus contraire: addens quod dicta illorum doctorum si sane intelligantur manifestam continent veritatem: et volens hoc declarare inuoluit et se et doctorum dicta in multis minus probabiliter dictis: de quibus per singula iudicare non est praesentis propositi: Dicitur igitur hic quod audacia non est reprehensibilis negare in dictis sanctorum quod in sanctis dei correspondentem se habentibus concedere non audemus, verificare enim quod formalem includit contradictionem si deo non concedimus nec doctori quantumcumque sancto in hoc gerimus morem. Nunc autem sicut praeteritum non esse praeteritum apud deum censentur impossibile: ita iustus non esse iustus circa idem et pro eodem<sup>23</sup>: simile ratione videtur inopinabile, paralyticus autem de quo sermo<sup>24</sup> curatus est non solum a morbo corporis: sed etiam mentis: vt vult beatus augustinus liber 83 quaestionum quaestione 8, igitur fuit iustificatus, doctores autem per burgensem adducti negare videntur eius fidem. Si igitur in curatine non habuit fidem neque iusticiam et sic fuit iniustus sic curatus fuit iniustus<sup>25</sup>: quae est formalis contradictio, possunt igitur doctores aliter intelligi quasi burgensis ibi voluit intelligi sic quod hi qui dicunt christum ad fidem offerentium<sup>26</sup> respexisse: non oblatis subaudiatur principaliter: cum hoc stat quod etiam respexisse fidem paralytici minori fortasse affectione formatam: nec valet responsio burgensis ad argumentum postillae cum dicit quod per hoc quod dicitur: Confide fili fides sit exacta post dimissionem peccatorum: quia per dimissionem peccatorum fuit iustus et filius adoptionis vt dicit burgensis frustra igitur post iustificationem exigebatur fides sine qua nemo iustus quia iustus ex fide viuere impossibile est sine fide placere deo. Exigeretur igitur fides ante iustificationem quatenus<sup>27</sup> ex fide iustificaretur praeuia: fuit igitur fides et oblatis et offerentium ad quam christus dicitur hic respexisse secundum postillatorem.]

---

23 ヴェネツィア版ではita iustus circa ide[m] et pro eodemとなっている。

24 ヴェネツィア版ではde quo sermoの部分か括弧で閉じられている。

25 本文ではcuratus fuit iniustus: curatus fuit iniustusと重複して記載されているが、これは誤記だと考えられる。そのためヴェネツィア版の重複していないテキストを採用した。

26 ヴェネツィア版ではad offentium fidemとなっている。

27 本文ではqlitat(qualitatisか)となっているが、誤記としてヴェネツィア版のテキストを採用した。

## 【マティアス・デーリングによる返答】

第9章で「その人たちの信仰を見て」と言われている箇所について、註解者は「中風の者と連れてきた者たちの」と解釈し、連れてきた者たちの信仰についてのみ解説している者たちは正しく語っていない、と解説している。そして註解者はその理由を述べているのであるが、ブルゴスのパウルスはこれを聖人たちの権威に反する大いに向こう見ずな解釈であると語っている。だが、十分に理解されるならばそれらの博士たちの語っていることは明白な真理を含んでいると付け加える者や、そのことを明らかにせんと欲する者は、聖句自体も博士たちの言説も、多くの蓋然性の少ない言説の中に包み込んでしまっている。それらの言説について個別に判断することは現在の目的ではない。したがって、ここでは次のように言われるべきである。すなわち、聖人たちの言説について否定すること、それは神と一致して存在している聖人たちの言説に同意しようとするということであるが、たとえば形相的な矛盾——それは当該の事柄において神に同意せず聖なる博士にも従っていない場合に生じる——が含まれることを明らかにしようとするのならば、その大胆さは非難すべきでない。ところで、過去にはそうでなかったようなものが或る時には神に認められるということはある。同様に、義人が同じものについて、また同じものに対して義しくないというのも、奇妙な理屈であるように思われる。ところで、中風の者は身体の病のみならず心の病からも癒されたのであるから、至福なるアウグスティヌスが『八十三問題集』の第8問題で主張しているように、その者(中風の者)は義化されたのである<sup>28</sup>。ところが、ブルゴスのパウルスによって誘導された博士たちは、その者の信仰を否定しているように思われる。だが、もしいやしに際してその者が信仰も正義も有していなかったとか、同様に不義であったとか、同様にいやされた者は不義の者であったというのであれば、それは形相的な矛盾である。したがって、博士たちは、ブルゴスのパウルスが望んでいた解釈——すなわち、キリストは連れてきた人々の信仰を見ていたのだと博士たちは語っており、連れてこられた者については主要には理解されていなかったのだ、という解釈——とは別の仕方では理解される。というのは、おそらくはその情態のゆえにより少なく形成された中風の者の信仰もキリストは見えておられた、という理解が成立しうるからであり、ブルゴスのパウルスの見解は聖句註解の主張に対する反論になっていないからである。実際、「子よ、元気になりなさい」と言われたことによって、罪の緩和ののちに信仰が固まった、と註解者は語っている<sup>29</sup>。つまり、ブルゴスのパウルスが語っているように、その者は罪の緩和を通じて義化され[神の]養子となったのである。したがって、義人は信仰によって生き、信仰なしに神を喜ばせるのは不可能であるのだから、それなしには何者も義人たりえないところの信仰が誤って考察されていた、ということになる。したがって、義化の前の信仰が考察される限りでは、先行する信仰に起因して義化されたということになるのである。したがって、註解者に即して考えれば、キリストがここで見ておられたのは、連れてこられた者の信仰と連れてきた者たちの信仰の両方なのであった。

28 アウグスティヌスの『八十三問題集』第8問題は「魂は自体的に動かされるか」という主題であり、義化を扱っている箇所ではない。なお、『八十三問題集』の中で義化を扱っているのは第68問題や第76問題であるが、いずれもキリストによる病の治癒の奇跡とは関係がない。したがって、マティアス・デーリングは『八十三問題集』とは別の著作を参照して言及していたと推測される。

29 マタイ9:2の聖句註解を参照。



